



第3号様式（第4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第 93 号  
令和 3 年 8 月 26 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 7 月 16 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 消防設備システム評価申請書 2. 名古屋城天守閣整備事業 消防設備システム評価について（避難誘導システム）		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和 3 年 8 月 26 日	以降 午前 時 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するため、一部を非公開とします。  (第 1 号関係) 消防設備システム評価委員会委員長の氏名は、「特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる」情報であると考えられるため		
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

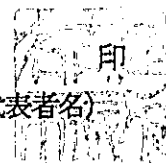
消 防 設 備 シ ス テ ム 評 価 申 請 書

令和元年 6月 20日

一般財団法人 日本消防設備安全センター  
理 事 長 門 山 泰 明 殿

申請者 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏 名 名古屋市長 河村 たかし  
(法人の場合は、名称及び代表者名)



下記の防火対象物に係る消防設備システム評価を受けたいので、関係図書を添えて申請  
します。

記

- 1 申請に係る防火対象物の名称及び位置
  - (1) 名称 名古屋城天守閣
  - (2) 位置 愛知県名古屋市中区本丸1番1号
- 2 評価の対象  
消防設備システム評価規程第2条第④号の評価
- 3 評価項目  
避難誘導システム

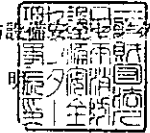
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

評防シ-046号

令和2年1月29日

名古屋市長 河村 たかし 殿

一般財団法人 日本消防設備安全センター  
理事長 門山 泰 明



## 消 防 設 備 シ ス テ ム 評 価 書

### 1 防火対象物

- (1) 所在 愛知県名古屋市中区本丸1番1号
- (2) 名称 名古屋城天守閣整備事業

### 2 評価対象

消防設備システム評価規程第2条第4号による評価

### 3 評価項目

避難誘導システム

### 4 評価結果

令和元年6月20日付けで、貴殿から申請のあった上記の防火対象物における消防用設備等については、消防設備システム評価委員会（委員長：XXXXXXXXXX）において慎重審議を行った結果、消防用設備等（避難誘導システム）として十分な防火安全性能（火災時に安全に避難することを支援する性能）を有するものと認めます。

令和2年1月29日

## 評 価 報 告 書

一般財団法人 日本消防設備安全センター

理事長 門 山 泰 明 殿

消防設備システム評価委員会

委員長 XXXXXXXXXX

### 1 件 名

名古屋城天守閣整備事業の避難誘導システム

### 2 申 請 者

名古屋市長 河村 たかし

### 3 評 価 結 果

本評価委員会は、提出資料に基づき、名古屋城天守閣整備事業の避難誘導システムについて消防設備システム評価を行った結果、別記のとおり十分な防火安全性能（火災時に安全に避難することを支援する性能）を有するものと認めたので報告する。

別記

## 目次

【申請の主な理由等】 .....	1
第1 防火対象物の概要.....	1
第2 避難・誘導の概要.....	3
第3 避難安全性能の検証.....	9
第4 避難・誘導に関する各種設備の設置方法.....	34
第5 維持・管理の概要.....	42
第6 評価.....	48
第7 附帯事項.....	49

## 目次

消防設備システム評価専門委員会  
消防設備システム評価委員会での  
指摘事項

システム評価資料 [設備編]

システム評価資料 [建築編]